

国立大学法人佐賀大学アドミッションセンター規則

(平成19年9月19日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第11条の5第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学アドミッションセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学生確保のため、入学者選抜の企画・広報・実施等の業務を行うことにより、国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 個別入試、推薦入試及びアドミッション・オフィス方式入学試験等の企画・実施等に関すること。
- (2) 学生確保に係る広報企画に関すること。
- (3) 入学者選抜に係る調査研究に関すること。
- (4) その他入学者選抜に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 専任の教員
 - (3) その他必要な職員
- 2 前項各号に掲げる職員のほか、兼任の教員を置くことができる。
 - 3 前項の兼任の教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教員のうちから学長が選考する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任の教員の選考)

第6条 専任の教員の選考は、第7に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

(運営委員会)

第7条 センターに、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
 - (2) センターの教員の人事に関する事項
 - (3) その他センターの管理運営に関する重要事項

第8条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センターの専任の教員
- (3) センターの兼任の教員

第9条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

第10条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教員の人事に関する事項及び特に重要な事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(専門委員会)

第11条 運営委員会は、専門的事項を審議するために、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第12条 運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第13条 センター及び運営委員会の事務は、学務部入試課が行う。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成19年10月1日から実施する。

2 この要項実施後、最初に任命されるセンター長の任期は、第5第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この要項実施後、最初に任命される併任の教員の任期は、第4第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成22年9月7日改正)

この要項は、平成22年9月7日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年11月24日改正)

この要項は、平成22年11月24日から実施する。